

山科言国の妻——室町戦国期を生きたある公家の女性の生涯——

米澤 洋子

はじめに

室町から戦国期にかけては、幾つかの公家の日記が残されている。

しかし女性に関する記述は少ない。もちろん母、妻、娘といった家族の記事がないわけではない。しかし彼女らが登場する場面も頻度も限定的であり、個人名が明らかになることはまれである。ましてや一人の女性の生涯を辿り、再現することは容易ではない。

本論で取り上げる山科家は教成(一一七七～一二三九年)を家祖とする中流公家である。家格は羽林家、南北朝期以後内蔵頭を家職としてきた⁽¹⁾。

当家には応永十二(一四〇五)年より慶長十三(一六〇八)年の二世紀にわたり、教言・教興・言国・言継・言経と五人の当主の記録が残されている⁽²⁾。これらは室町から戦国期の社会を知る上で貴重な史料群である。特に言国が記主の『言国卿記』(二四七四～一五〇二年)は、その家

司大沢久守を主な記主とする『山科家礼記』(一四一九～一四九二年)と併せて読むことで、応仁・文明の乱(一四六七年～一四七七年・以後応仁の乱)前後から明応の政変(一四九三年)に至る激動の時代を生きた公家の生活を知ることができる⁽³⁾。

山科言国(以下言国)は堂上公家としては珍しく平易な文体で、禁裏所役や家職のことは言うに及ばず、地方家領や名字地(山科東庄・大宅郷)の動向あるいは家族のことなどを幅広く書き記している⁽⁴⁾。中でも言国の妻は「女中」「サイ方」「東向^{ひがしむき}」などの呼称で、結婚当初から登場し、日記の終焉まで、その存在を追うことができる。言国の妻はこれまで、内蔵頭を世襲する山科家の「家妻」として家職の「御服調進⁵」を担う立場を、後藤みち子、菅原正子両氏によって論じられてきた⁽⁵⁾。それに関して新たに付け加える論点はない。

本論の目的は、言国の妻(以下東向)の生涯を組み立てることにある。彼女を巡る家族の日常や動向を日記より抜き出し、その生涯の軌跡を辿りたい。

第一章 山科家と高倉家の結びつき

(一) 言国の出自と経歴

言国は享徳元(一四五二)年に生まれ、文龜三(一五〇三)年に五十一年の生涯を閉じる⁽⁶⁾。彼は教言の兄弟教繁のひ孫で、いわば庶流にあたる。

しかし、嫡流当主顕言が、実子のないまま寛正三(一四六二)年に、三十五歳で死去すると、わずか十一歳で本家の家督に据えられた⁽⁷⁾。しかも、翌年の夏には実父保宗も病死する⁽⁸⁾。保宗は存生中に言国の家領相続安堵の勅許を願い、死の数日前に後花園天皇の綸旨を得ている⁽⁹⁾。こうして、山科家領のすべてが、少年の当主に託されることになり、以後言国は内蔵頭として廷臣の道を歩むことになる⁽¹⁰⁾。

当家は教言以来、御服調進と、楽芸では笙を家業としてきた。本来ならば当主が嫡子に伝授すべき装束の知識・技術や笙の楽曲も、一人残された言国には叶わぬ事だった。後に残されたのは重代仕え、名字地山科東庄の代官である大沢重康・久守親子以下、数名の家司のみであった。当家の直面した危機的状況は想像に難くない。年端のゆかない言国を支え、山科家の経営を一手に引き受けたのは、筆頭家司大沢久守(一四三〇～一四九八)である。その苦勞と奮闘ぶりは『山科家礼記』に余すところなく記されている。

さて、顕言死去の時点で子がいなかったことは事実であるが、嫡子はいいたと思われる明証がある。これは今まで指摘されてこなかったが、

顕言存命中の長祿元(一四五七)年十月に、山科東庄から上ってくる栗年貢が「本所若上」と「こなたの上様」に配分されている⁽¹¹⁾。この二人は間違いない顕言嫡子と顕言の妻である。しかし、これ以後「本所若上」の記述はなくなる。もし、「本所若上」が顕言が没する寛正三年に生存していたら、当然家督であり、言国が継ぐこともなかったはずである。つまり顕言死去の寛正三年までに「若上」は早世していた可能性が高い。これを裏付ける興味深い記事がある。

今日佛事つとかけ一、御経一部かき候なり、御僧ひく人数御僧ふせ、嵯西堂二百文、桂林二百文、慎蔵主二百文、徳兄三百文、永金二百文、敵侍者百文、佛生二百文、太一百文、下人二人、御らくにん、瑞御庵百文、中首座百文、慶首座百文、明榮御子百文、御尼一人百文、

(『山科家礼記 寛正四年四月六日条』)

寛正四年五月八日は、東林院(顕言の法名)の一年忌の仏事が執り行われているが、それに先駆けた四月六日にも一つの仏事が修されているのである。もちろん「東林院御佛事あり」の僧衆卅人、比丘尼衆六人には及ばないが、僧衆十一人、比丘尼一人とそれなりの規模である。次の応仁二(一四六八)年の東林院七年忌の時も同様である。

常祐七ヶ年御仏事東庄にて沙汰、於陣屋皆飯仕也、

(『山科家礼記 応仁二年四月六日条』)

東林院殿御仏事在之、御時粥計也、御僧御比丘尼廿人計也、御布施重々也、貳貫五六百文合七貫文入也、

(『同 同年五月八日条』)

四月六日の仏事は法名常祐のためとわかる。当年は応仁の乱の二年目、洛中には市街戦の防御のために「構」と呼ばれる要害空間が幾つ

も築かれ、公家衆も東軍本拠地の將軍足利義政邸を囲む「構」に集住していた。⁽¹²⁾ 略式ではあるが、常祐の節目の七年忌も山科東庄で執り行われ、その一か月後に東林院の七年忌も同庄で修されているのである。続いて東林院十三年忌にあたる文明六（一四七四）年四月六日にも「今日常祐十三年、カタノコトク仏事在之」とある。⁽¹³⁾ さらに十七年忌は次の記事である。

今日常祐十七年佛事也、当僧衆・比丘尼衆時カユニ来也、時カユノ間ニ五巻各ヨマル、也、当所ヲトナ共時来云々、今日一日風呂在之、予モ入也、
 『言国卿記』 文明十年四月六日条

この年は、前日に「明日常祐十七年キ也、タイヤニ比丘尼六七人、僧三人也、ツトメ以後スイ物ニテ酒アリと云々、長門出也、」と連夜も執り行っている。当然ながら翌月八日の東庄で修された東林院十七年忌は、総勢三十人の僧衆を呼び、東庄民二百人も参加するほどの規模であった。

明応三（一四九四）年の三十三年忌については後述するが、やはり「来月六日浄祐三十三廻忌間、提婆品書写畢、自今日五月八日至精進也」と言国が記しているように、常祐（浄祐は誤記と思われる）と東林院はいつも一組の仏事として認識されている。常祐が先代当主顕言同様、懇ろに祀るべき存在であったこと、言国と大沢久守の日記により毎年法要が営まれたこと、以上から推察すると常祐は顕言の実子であったと考えるのが自然である。法名に院号がないのは元服前の早世だったからであろう。「本所若上」と当主二人の一か月を待たない相次ぐ死去は山科家にとってかなりの衝撃であったに違いない。流行りの病に

罹患した可能性さえ浮上する。そう考えると、庶流に「若上」と同年代の言国がいたことはむしろ運が良かったといえよう。

追い打ちをかけるように、翌年夏、言国の実父保宗（妙樹院）まで亡くなったことは前述した。言国はより深刻な状況に置かれた。特みとする父さえ失った言国はいわば孤児同然であった。⁽¹⁴⁾

かくして当家には、⁽¹⁵⁾ 顕言室と実母北殿、⁽¹⁶⁾ 姉妹の阿茶子、そして言国の祖母と思われる下殿が残された。わずか十一歳の言国の肩に遺族の生活と山科家の将来が重くのしかかった。なお彼らの消息については、行論に添って触れる。

（二）言国の妻の出自

『山科家礼記』文明十三（一四八二）年の扉裏には「本所卅」「上様廿六」と年令が記されている。家司にとって「上様」は本所の女中、つまり言国の妻の東向である。夫とは四歳違いの、康正二（一四五六）年生まれとなる。『尊卑文脈』は言国実子の定言と言綱の母を「中納言永継女」としている。「中納言永継」とは高倉永継（一四二七～一五一一〇）である。また文明十年六月の高倉永豊卒去の折に、東向は喪に服し別火としていることから彼女が高倉家出身とわかる。⁽¹⁹⁾ また言国は高倉永継室を「高倉女中」「東向里」と記している。⁽²⁰⁾

高倉家は山科家と同じく「衣紋の家」として着装を専門とした。調進については武家の装束を担っていた。家格は山科家より低い半家であるが、室町期に入り、それまで衣紋道の主流であった大炊御門家を凌ぐ勢いで台頭した家である。⁽²¹⁾ 当該期は嫡男の永康（一四六一～一五一

二)ともども將軍家に近侍していた。

「高倉女中殿」と記される永継室、つまり東向の母は東坊城益長(二四〇七〜一四七五)の娘で、当時後土御門天皇に仕える禁裏女房の東坊城松子(中内侍局・菅大典侍)の姉であり、東坊城和長は甥にあたる。夫との年齢差を十年内外と考えると、生年は一四三〇年代であろうか。

さて高倉永継には多くの娘がいた。史料で確認できる限りを挙げてみよう。

① 甘露寺元長女中

甘露寺元長(一四五六〜一五二七)の結婚は文明十三年であることが『親長卿記』と『言国卿記』により判明する⁽²²⁾。元長の父親長はその日のことを「今夜元長有嫁娶之儀、藤宰相永継女也」と記し、言国も「今夜甘露寺御方女房被迎云々、藤相公女也」と書いている。また『尊卑文脈』でも伊長の母を「権中永継女」としている⁽²³⁾。さらに『山科家礼記』でも「甘露寺御方女中、本所上様之御おと、いなり」とあり、東向の妹であることがわかる⁽²⁴⁾。

② 野村本願寺女中

野村本願寺とは文明十年に蓮如が創建した山科本願寺である。本願寺女中とは蓮如の子実如(一四五八〜一五二五)の妻のことである。実如は父の拡大した教線を組織化した人物である。『尊卑分脈』は光融の母として「中納言永継女」を記載する⁽²⁵⁾。実如は言国より六年若い。初出は『言国卿記』明応三(一四九四)年であるが、「自野村本願寺女中 高倉ムスメ松茸一籠送賜三十本 余入」とある。結婚の時期はわからないが、高倉永継の

娘であり、東向の妹であることは明白である⁽²⁶⁾。

③ 高倉継子

高倉家で唯一名前のわかる女性である。それは彼女が禁裏女房という、公家衆と共に天皇家を運営する公職についているからである。

「継子」は永継の娘であるという指標であり、それによって出身と資格がわかる。『言国卿記』明応二年三月二十九日条には「今夜高倉ムスメ内侍進云、東向イモウト也」とある。内裏に何歳から出仕していたのか定かではないが、一番若い内侍を「目目内侍」と呼ぶので、十代後半であろうか。仮に十八歳とすると、その年三十七歳の東向とは親子ほど違う妹ということになる。継子の出仕には叔母である中内侍・東坊城松子に負うところが大きいと考える。母である高倉女中は昇進直後に、体調のすぐれない娘を気遣い夜分に見舞っている。この時の長橋局(勾当内侍)は四辻春子であるが、文亀元(一五〇二)年二月には東坊城松子に交代し、やがて継子も長橋局となり、後柏原天皇の第四皇子を生む⁽²⁷⁾。彼女は「新内侍」「藤内侍」として御所の局に住み、近くの山科家にも頻繁に出入りし、交流を深めている。

④ 園基富女中

園家は基氏を家祖とする持明院家の庶流であり、家格は羽林家である。基富は基有の嫡男である。『公卿補任』によると、初出の長享二(二四八八)年に三十二才なので、生年は一四五六年、言国の妻と同年代である。園家は「琵琶の家」であり、毎月の禁裏楽会では伏見殿と共に琵琶を奏する、言国の同輩にあたる禁裏小番衆である。妻が高倉永継の娘であるという記述はないが、『言国卿記』明応二年七月七日条

には次の記事がある。

今日高倉祝在之云々、東向朝飯ヨリ被行、予可来之由、朝飯行、女中ニテ朝飯アリ、園女中、甘露寺女中、野村、新内侍殿、御方女中、御亭、御方、予、供御衆也、予朝以後ヤカテ帰了、

その日は高倉家に祝事があり、言国も朝飯に呼ばれた。高倉家の家族が一堂に会する場面である。「祝事」とは、四月に起きた「明応の政変」（細川政元が將軍足利義材を廢立した政治クーデター）において、畠山基家征伐に出陣した將軍義材の河内陣に随行していた永継・永康父子が無事に帰還できたことの祝宴であろう。両親と永康夫妻、そこに同席する娘たちの中に「園女中」がいるということは、彼女もまた永継の娘であることを意味する。高倉家の家族構成が一覧できる貴重な記事である。

⑤ 藤宰相局

最後に東向より年長と思われる姉妹の記事を、年代順に三点紹介する。

a 藤宰相女中へ此方女中ヨリトテ、樽一荷・鳥子一折・タイ一カケ・コフ遣也、同藤宰相御所御局へ樽一荷・三色同前、

b 御台御返し引合十帖・香炉一胡銅、藤宰相殿御局より被出之、

c 今日藤宰相局へ柳一荷・栗ヒケコ・鯉一遣也、小宰相局へモ旁イナハ局一荷・二色同様遣畢、文ニテ也、

a では藤宰相局が高倉家出身の御所女房であること、東向の身内で

あろうことがわかる。また史料bとcでは藤宰相局が武家御所女房であり、足利義政御台の日野富子に近侍していたことがわかる。高倉永継の官位を公称としていたので、やはり娘であろう。文明十年時点の経歴から見ると高倉家の長女であろうか。東向の姉である可能性が高い。

以上①～⑤までが東向の姉妹である。もう一人高倉家の親族であらう女性を紹介する。

d 御中人エンミヤウ上、ミヤケノ酒トテ、予ニタハレ了、

(『言国卿記』文明六年六月二十七日条)

e 今日藤宰相所ニ朝飯アリテ予罷向、共兵衛尉・左衛門、女中ニテ飯在之、藤宰相シヤウハン也、朝飯以後御所御局エミヤウ院被来也、テンシンニテ三コン又在之、八時分帰也、

(『同』文明十三年二月二日条)

f 今日恵命院被申ス、シノ袴、東向被調出間、持遣了、

(『同』明応十年二月二十日条)

g エミヤウ院權典侍殿御口ウ居之間參、大典侍殿御トフラヒ申畢、エミヤウ院同之、(略)

(『同』明応十年二月二十三日条)

e では、高倉家に御所御局エミヤウ院が来訪したことがわかる。七年前のdから「御中人エンミヤウ」と同一人物であろう。そしてfから東向に装束の袴を依頼したエミヤウ院は權典侍の地位にいたることがわかる。「御所」とは禁裏である。fとgの日付は三日しか離れていないので、エミヤウ院の漢字表記は恵命院である。以上d～gの記事を擦り合わせると、恵命院は後土御門天皇の御乳人で、高倉家が出自

であることが推測される。経歴からみると高倉家の親族、おそらく永継の姉妹の可能性が高い。山科家とも親密な関係である。

このように、高倉永継には東向と合わせて六人の娘がいたことになる。内訳は公家の妻二人(①④)と山科本願寺門主の妻(②)、残り二人は後土御門天皇に勤仕する禁裏女房(③)と將軍御台に近侍する武家女房(⑤)と、その境涯は多彩である。しかも①②④の夫は同世代である。

つまり、高倉家には結婚適齢期の娘が揃っていたことになる。それに加えて、御土御門天皇の御乳人として権典侍に昇った恵命院という親族もいる。高倉家はまさに「女系の家」であり、それによって、公武両方に豊富な人脈を擁していたと言える。言国も同じ家業の高倉家と姻戚になったことで一気に人脈を得た。しかし、嫡男永康(一四六一―一五一二)を含めた七人の子女がすべて、永継室・高倉女中の所産であるかには些かの疑問が残る。後に登場する東向の弟の家族のことも含めて、次章で考察したい。

(二) 言国との結婚

山科言国は当主になって以来、土御門内裏にほど近い一条烏丸の居宅と名字地の膝下荘園山科東庄の二カ所を拠点とする生活をしていった。しかし応仁の乱の勃発に伴い、文明二年に市中の戦火を逃れて、延暦寺の執当である堀池家(寺家)の伝手で、近江坂本の寺家敷地内にある家を購入する。以後十年にわたる疎開生活が続く。その時の様子は下坂守氏の研究に詳しい。⁽²⁹⁾

言国の結婚時期は文明三(一四七二)年中と思われる。言国二十才、

東向十六才の時である。『山科家礼記』文明四年正月四日条にも「上殿へ桶壹・こふ・たこ二遣也、返事御文ミ帯一筋給也」とある。「上殿」は言国妻のことで、正月四日の家司大沢久守との年賀交換は恒例として続いてゆく。

ところが同年五月に、久守は当主言国に対して、日頃の行状を何点か料簡している。その一つに「女中御なかわるき事」がある。⁽³⁰⁾

高倉家と山科家の婚姻は家業の御服調進の上でも、後立てのない言国にとって半ば必然であり、おそらく両家で約束されていたと思われる。⁽³¹⁾しかし、戦乱下、坂本と京都を往復する不如意な生活を強いられ、執当堀池家の好遇に甘え、当主としての自覚も定まらないままの結婚であったと考えられる。年若い東向との生活にも馴染めないでいたと推察する。「後之事思いやり候也、あさましや」と嘆く後見役の大沢久守の声が聞こえてくる。その後の二人の関係はわからないが、三年後の文明七年、『言国卿記』には次の記事がある。

女中吉日トテカモシヲカケラレ了、予ハサミをアテ了、目出く
祝言斗酒アリ
(四月二十六日条)

「カモシ」とは「髻」で女性の髪に付ける添え髪である。「祝言」とあるので、二十才になった東向の女性としての儀式だったと思われる。言国も鉢を当てて一緒に髻を整えている。妻への思いやりも生まれた、仲睦まじい光景である。中世の女性の結婚年齢は、「裳着」を終えた十三歳以降が目安であった。裳着とは女性が初めて裳を付ける儀式で男性の元服に当る。東向は十六歳で山科家へ嫁いでいる。しかし身心ともに夫婦の自覚が生まれるには、それなりの時間がかかった

ことであろう。『言国卿記』『山科家礼記』は、このように記主の心の機微を読み取ることができている。

一年後の文明八年夏には「女中帯ノ祝在之、目出度く」とあり、今に続く妊娠七か月の「腹帯祝」もしている。⁽³²⁾年末には長男定言が生まれる。⁽³³⁾結婚五年後のことである。因みに文明二年に妻を迎え、翌年に長男が生まれた寺家執当(真全)も、文明九年四月に次男を設けている。⁽³⁴⁾寺家一家との交流は坂本を離れてからも生涯続き、次男はその後言国の猶子となり、言直の名を貰うことになる。次章では東向の結婚生活を具体的に辿ることにする。

ところで、言国の実母北殿と御料人(阿茶子)は当初言国と同居していたようであるが、言国が坂本に家を購入した文明二年の十一月に、阿茶子が美濃国土岐の某氏に嫁いでいる。母の北殿も同行したようである。翌文明三年には、随行していた御乳の母娘が京都に戻るが、北殿は美濃国に留まり、生涯戻らなかった。美濃国の家領(武方郷や革手郷)の扶持と娘の婚家先の助力を得ていたのであろうか。折節使いの僧が上洛しては消息を交している。⁽³⁵⁾

第二章 言国の妻の結婚生活

(一) 子どもの誕生と成長

言国と東向には二男二女がいた。ここでは子供たちの成長を辿りながら、彼女の年譜を組み立てたい。前述したように、東向は文明三

(二四七二年)に疎開先の坂本で結婚し、文明八年十二月に長男定言を出産する。幼名は猿菊丸。⁽³⁶⁾これは生地坂本にある日吉社の神使である猿にあやかるものである。日吉大社は猿菊丸にとって産土神であり、百日の宮参りもしている。⁽³⁷⁾誕生に際しては年明けに、東向の里の高倉家から、父藤宰相(永継)より太刀と馬代二百疋、母藤宰相女中より小袖一重と百疋が贈られている。⁽³⁸⁾家司大沢久守も、息子の兵衛尉(重致)を坂本に遣わし「産着祝」五百文を届けている。初孫の誕生は両家にとつて新年早々の慶事であった。また端午の節句には東向姉妹の藤宰相局(武家御所御局)からも帷子が贈られている。

応仁の乱も終息した文明十年は、坂本の家も残しながら、山科東庄に拠点を移している。東庄代官の大沢久守は既に前年十一月に当庄入部を果たし、当主を迎え入れる体制は整っていた。⁽³⁹⁾

三月に現地入りした言国家族は政所以下おとな衆や僧衆の歓迎を受ける。東向は当所の比丘尼や巫女にも対面、酒を下している。以後、言国は京と名字地東庄の間を往復する生活となり、東向は官女や下女と共に暮らし始める。前述したように、当年は常祐と東林院の十七年忌にあたり、四月と五月に節目の仏事を控えていた。

⁽⁴⁰⁾四月には猿菊丸に叙爵(従五位下)の口宣案が下され、定言と定められる。同年十一月十九日には三歳の定言の髪置と袴着が同時に行われた。⁽⁴¹⁾髪置は幼児が髪を伸ばす儀式、袴着は初めて袴を付ける儀式で七五三の原型である。子どもの成長を祝う儀礼は他に、五歳の深曾木(髪を切り揃える儀式)や九歳の帯直(帯を締める儀式)などがあるが、山科家の子どものついては菅原正子氏の論考に詳しいので、本論は以下概

略に留める。⁽⁴²⁾巳の刻(午前十一時)に始まった祝儀は夕飯の宴に続く。

言国は大沢久守と重致以下家司五人を召し出し、御乳には百疋を遣わす。また地下の僧衆、おとな衆、若衆、女房衆にも酒を振舞い、政所二郎衛門と有力おとな衆の三郎兵衛兩人とは対面、盃を下している。地下からは折昏銭(後日精算の現金目録)や女房衆より樽代がもたらされた。

一方この年に、東向は二人目の子を産んでいたことが次の記事から判明する。

サイ方サン所へ出也、晝過時分ニタンシヤウシ、女子也、

(『言国卿記』文明十年四月十一日条)

長門守女房、サン所之シメアゲトテ、此方ヘユトウ、鳥子以下送也、則長門守女中ヘメシ酒アリ (『同』同年五月十一日条)

言国は四月八日に京より下向しているので、産所は東庄であり、一か月後に閉じられたこともわかる。大沢久守の妻が祝の酒を届けたのは、東向の出産に携わったからであろう。しかし、その後の記述はななく、文明十二年に東向が再び女兒を出産をした時点で、この女子の存在を確認することはできない。おそらくそれ以前に早世したものと考えてよいだろう。

東庄の生活にも慣れた二年後の文明十二年三月一日に、東向は阿子を出産する。『山科家礼記』同日条には「卯の剋二本所之女中、大宅里政所之そはの家にて御産候也、ひめ御れい人、其分注進申也」とあり、大沢久守は京の言国に知らせている。里の高倉家からは三月五日早々に東向の御乳を使者に祝の酒肴が届けられる。地下からは九日に

「御さん所につき」恐悦至極と祝いの酒肴が進上されている。

東向はこの後、文明十六年に茶子を、同十八年に阿茶丸(言綱)を産んだことが、『言国卿記』明応三(一四九四年)と十年の日記の扉裏に記された家族の年令からわかる。阿茶丸は『山科家礼記』文明十八年四月一日条に「今夕四時に本所上様若御料人誕生候也、目出度也、御門北ワキノ屋也、予則御礼参候」とある。「御門」とは京の山科家の門であろう。この時には言国一家は京に住んでいたことになる。茶子の生誕地は、文明十六年の記録がないのでわからない。何れにしても、文明十八年には二男二女が揃った。定言十歳、阿子六歳、茶子二歳である。

四人の子の成長を追うと、長享二(一四八八)年十一月に、数え三歳の阿茶丸の櫛置(髪置)・袴儀と九歳阿子の帯直が、十二月には五歳茶子の深曾木が行われて、晴やかな年であった。⁽⁴³⁾阿茶丸は式三献で盛大に祝われたが、阿子、茶子についてはささやかな宴であった。⁽⁴⁴⁾

長男定言は翌延徳元年に十四歳で朝廷へ初出仕をする。そして同年七月二十七日に内蔵頭に任じられ、従五位上に昇進する。⁽⁴⁵⁾言国が十一歳で内蔵頭に任じられてより三十年、次の家督も定まり、山科家はしばらく順調な日々が続く。言国も笙の技量を上げ、禁裏月次楽会で樂奉行を任されるまでになっていた。

(二) 長男定言の死

明応三(一四九四)年は東林院の三十三年忌にあたった。常祐も同様である。三十三年忌は生きている内に子ができる仕上げの仏事と

も言えるので、東林院については前年、東向の沙汰によって取り越し（繰り上げ）の法要まで営まれている。五月八日の法要の懺法講は僧衆八人を導師として修され、堂上公家の協力を得た楽会もある盛大な規模であった。後土御門天皇からも作善の功勞を褒められるほどの仕上がりであった。⁽⁴⁶⁾ 但し、仏事の費用を捻出するために、言国は出雲国の家領遙勘郷を八十貫文で売却している。⁽⁴⁷⁾

ところが、宿願を遂げて安堵する山科家に突然の悲劇が襲う。七月二十八日深夜に、当家に盗賊が押し入り、手向かつた定言は深手を負う。⁽⁴⁸⁾ 世上には盗賊団が横行し、物騒この上なかつた。⁽⁴⁹⁾ 定言は懸命の手当の甲斐もなく、三十日に十九歳の若さで落命する。突然長男を失った言国夫婦の慟哭と悲しみは想像するまでもなく、以後の日記は百ヶ日が終るまで、非業の死を遂げた息子の成仏をひたすら願う記事で埋め尽くされている。それは一篇の物語のごとく、読み手の涙を誘う。

『言国卿記』の山場とも言える箇所であり、瀬田勝哉氏も取り上げて⁽⁵⁰⁾いる。その顛末の概略を記す。すべて『言国卿記』明応三年の記事からである。

今日夜明テ内蔵頭ツヒニ手大事ニ成円寂候也、言語道断次第、不便無申計不運至也、シウシヤウ不及是非、御乳・東向或ハ各中中
 〳〵難申盡、本撰寺へ申後之事申合也、即御僧被来畢、智榮坊タ
 ノミ畢、涙ニムセビ萬ハウキヤクシ畢
 （七月三十日条）

悲嘆の中、言国は向いの本撰寺に葬儀の事を頼む。瀬田氏によると浄土宗の寺院である。これまでも常祐や東林院等の仏事を依頼しているので、すぐに連絡を入れたのであろう。

定言は寺の長老善長により林照院智源の法名を貰う。八月三日には葬儀が行われ、本撰寺から僧衆二十人、比丘尼十五六人が来る。野辺の送りには二百人ほどが付き添った。日記には「涙ヲサヘガタシ」「夢ノゴトクニ存計也」「其外事共ハウキヤクシ」の言葉が繰り返されている。大沢重致も突然の事態に出家しようとするが、言国に止められる。幼い時から定言の成長を見守ってきた家司の悲しみも深かつたのである。

初七日の後、言国は中陰仏事をほぼ一日おきに繰り上げて行い、仕上げの七七日を八月十八日に終えている。異常な死を遂げた定言の一日も早い成仏を願う故と言えよう。「ハカ所」は「センボンノ寺ノ中」（八月三日条）で、以後詣でるのはこの寺で、山科東庄にある「御影堂代々の墓」ではない。

この間、母である東向はどう過ごしたのか、該当記事を拾ってみる。
 今日竹阿所、彼口ヲ寄トテ東向各被行畢、高倉御乳ヤ、来畢、口寄ヲ聞畢、其後はへ来、スコク此方事也、サウメンニテ一盞進了
 （八月二日条）

東向撰願寺參詣畢
 東向世願寺參詣畢
 （八月八日条）
 （八月十九日条）

東向は葬儀の前日、家僕竹阿弥の所へ呼んだ口寄のもとへ赴き、定言の霊を呼び出している。口寄はおそらく巫女で、言国はその場に臨んでいない。この世に執着を残して逝った息子の声を聞き、鎮魂することは、母のたつての願いであつたのだろう。その後、彼女は二度、誓願寺（二つとも誤記）に参詣している。瀬田氏によると、当時の誓願

寺は中陰や忌日に参詣する寺として京洛の信仰を集めていた。誓願寺は死者を冥界から阿弥陀浄土へ導く十王や十三仏の信仰の中心地だったともいう。東向もまた息子の一日も早い成仏を願っていたに違いない。

九月には亡き息子の為に法華經を書写する言国の夢に定言が顕れる。その折に定言が詠んだという夢想歌が日記に書き留められている。

君が書く妙なる法の花ゆへに佛の道を行そうれしき

(九月十五日条)

言国は十一月九日の百ヶ日に間に合わせて林照院の彫像も作らせている。東向は四日に上と下の御霊社へ参り、翌日は鞍馬寺に参籠して戻る。以後、言国の日記には林照院の月忌の記事が続く。日記には記されていないが、東向の悲しみと追慕の念も生涯消えることはなかった。

翌明応四年には林照院の一年の仏事、文龜元(一五〇一)年には七年の仏事が、いずれも本撰寺の僧衆により営まれている。言国にとつて、林照院は常祐・東林院・妙樹院(実父)に加えて、最も菩提を弔うべき存在であった。残る八歳の阿茶丸(言綱)だけが恃みであった。日記はここから明応七年まで飛んでいる。

(二) 東向の弟周快のこと

明応七(一四九八)年は十八歳になった阿子が白山平泉寺の長吏に嫁いだ慶事で始まる。山科家には正月四日に、現地に阿子一行が無事に着したとの文が届き、祝っている。両親が同行しない嫁入りであった

ことがわかる。⁽⁵¹⁾阿子が特別なのではなく、当該期、地方へ縁付く公家の女性の一般的な事例と考える。現地では盛大な「嫁迎え」の祝宴が開かれたであろう。以後「加州阿子」より両親の許に、小袖以下心のもった物品が定期的に送られてくるようになる。

阿子の結婚と入れ代わるように、言国の日記には「周快」なる人物が登場する。名前から僧侶と思しい。日記の欠落年数を考えると、明応七年以前より出入りしていたと考えられる。

この年は四月八日に山科東庄の政所将監が死去する。周快は政所と同年とあるので、換算すると二十九歳である。⁽⁵²⁾験を担いだ言国は、周快を呼び出し、「年違え」をさせる。どうみても身内の扱いである。それを裏付けるかに、周快は頻繁に言国宅に宿泊している。総計すると年百六十七泊と、一年の半分に及ぶ。その大半が言国の禁裏宿直日よりの連泊で、「此方之留守事周快申付畢」「喜入畢」と頼りにされている。男手の少ない家は不用心であった。周快出入りの背景には、四年前の定言の死と阿子の不在があると思われる。さらには兄弟とも信頼してきた二歳下の家司大沢重致(兵衛大夫)の記事が明応四年十二月を最後に日記から消える。⁽⁵³⁾久守の息子のその後の消息は不明である。

東庄の代官は二十歳前の孫重敏(兵衛尉)が担っている。長男を失い、家族と家司も減り、火が消えたような山科家にとつて、周快は心を許せる存在であったのだろう。家族ともいえる親密さも納得できるが、周快とは何者か。『言国卿記』の次の三つの記事から東向との関係が浮上する。

a 今日早旦ヨリ阿茶チャウケンノ下見クルシキノ間、□汰也、東向

里ノ御フクル来被沙汰、周快母儀也、朝飯在之、周快・侍者朝飯
同之、
(明応七年六月十日条)

b 吉□之間、周快予ヲト、ヒノケイヤクシ畢、使三郎衛門也、然周
快予ニ一桶・一種水鳥被出、目出々、夕飯御汁も申付之、
其次二杯ス、メ畢、
(明応七年十二月三日条)

c 今日智源当月之間、来月今日 本撰寺御僧三人招請智榮トウセン也、
殊潤月間如此 僧衆布施五十、男・女房衆時同之、其外御フクロ・ヤ、
(文龜元年閏六月三十日条)

a から、阿茶丸(言網)の装束(長絹)の裾が見苦しいので直してくれ
た「東向里ノ御フクロ(ルは誤記)」は周快の母だとわかる。「御フク
ロ」とは実母を指すことばである。b では周快と言国が「弟兄の契
約」を正式に交している。そしてc では、三年後の文龜元(一五〇二)
年、定言(智源)の月忌仏事に「御フクロ」が同席している。周快の実
母が東向の長男定言の仏事に同座しているのは、定言が彼女の孫に他
ならないからである。つまり、東向の実母≡周快の実母で、東向と周
快は母を同じくする姉弟となる。a の「東向里」は高倉家ではない。
周快が永継の実子であるならば、b で姉の夫である言国の弟になるこ
とを改めて約束する必要もない。高倉永継の妻(高倉女中)と御フクロ
は違う女性であるとの結論が導かれる。

周快は高倉家にも出入りしている。⁽⁵⁴⁾ 加えて彼には、同じく高倉家に
出入りする宗圓という僧侶の兄もいる。⁽⁵⁵⁾ さらに御フクロには菊亭御方
秘蔵の吉野殿と呼ばれる娘がいることも判明する。⁽⁵⁶⁾

ここで東向と高倉家との関係が問題となるが、従来は「東向里」は

高倉家であることが自明であった。しかし状況を整理すると、東向に
は周快、宗圓という兄弟があり、今出川季孝の愛妾である吉野殿とい
う、母を同じくする妹もいることになる。御フクロ以下この四人は山
科家に入入りする一方、高倉家との関係も希薄ではない。⁽⁵⁷⁾ 考え得る可
能性としては次が考えられる。

① 東向は御フクロと永継の娘であるが、御フクロは家妻ではなく、
その後別人との間に宗圓と周快そして吉野殿を設けた。高倉女中
(永継妻)は東向の養母である。

② 東向はある時点で高倉家の養女となり、言国と結婚をする。高倉
女中が養母ということは①と変わりはない。この場合、御フクロ
自身についても高倉家の縁者である可能性も否定できず、永継が
後見となつている場合も考え得る。

しかし①②とも証拠はなく、この複雑な関係に対する答えはない。
東向が永継の実娘であれ、養女であれ、高倉永継の息女として言国と
結婚したことは動かない事実である。一方で、東向には別の里もあつ
たこともまた事実である。そうでなければ次の二つの記事の整合性は
保てない。

東向里へ始テ被行畢、輿也、供千松也、樽代被持之云々、今夜被
宿云々、
(『言国卿記』明応三年正月二十七日条)

今日東向里高倉女中未音信間、以文柳一荷、両種ハマクリ・コフ遣
了
(『同』同年正月二十九日条)

東向が正月二十七日に一泊した里は「御フクロ」であり、帰宅後の
二十九日に年賀の酒肴を送った里は「高倉女中」である。言国も混乱

しないように、割注を挿入したのである。つまり日記に散見される「東向里」は二カ所を指すことになる。輿に乗るような距離ながら、樽代を持って気軽に泊まりに行く「里」、正式な実家でありながら、文を添えて高級酒「柳」を届ける「里」、そこには二つの里の格差と東向の温度差が感じられる。少なくとも、明応三年以降は、日記中に頻出する「東向里」がどちらを指すのか状況判断が必要である。

換言すると、山科家は、高倉家の親族(永継夫婦+永康夫婦+東向の姉妹+親族の恵命院)のグループと御フクロの親族(周快+宗圓+妹の吉野殿)のグループが交錯する場所であった。明応七年以降、『言国卿記』には、両家ともに言国一家と親密に交流する記事が頻出する。二つのグループが同席することは少なかつたが、決して齟齬を生じるような関係ではない。

さらに文亀元(一五〇一)年から、『言国卿記』の中で「御フクロ」と「東向里」は明確に区別されている。この時「御フクロ」は言国一家と同居している可能性が高い。⁽⁵⁸⁾以後「東向里」は単に「里」と記され、専ら高倉家を指すようになる。やがて弟周快も坂本より阿五と松若という家族を伴ってくるようになる。阿五は山科家の官女である。⁽⁵⁹⁾周快の結婚が「御フクロ」を引き取る契機になったのではないだろうか。明応九(一五〇〇)年、言綱も内蔵頭に任せられ、再び家督も定まった。⁽⁶⁰⁾山科家の道筋も再び見えてきた。振り返れば、長男の死より六年の月日が流れていた。

第三章 東向の「家妻」としての役割と経済基盤

(一) 内蔵頭の妻としての家職協業

山科家は教言以来内蔵頭を世襲し、その第一の職務である天皇家の御服調進を家業として継承してきた。⁽⁶¹⁾当時、御服調進に関しては、いわば新規参入の山科教言は、既に確固たる地位にあった高倉永行などに装束の故実を教授してもらい、専門知識と技術を蓄積した。⁽⁶²⁾

御服調進については後藤みち子、菅原正子両氏の先行研究に詳しいが、次の何点かにまとめられる。⁽⁶³⁾

1 御服製作の工程はイ織る↓口染める↓ハ張る↓二板引き↓木裁断
+縫いに大別されるが、織手によるイの工程以外のロ→ホは基本的に御服所で行われた。内蔵寮所属の織手は井上新五郎以下数名であった。

2 内蔵寮の御服所は内蔵頭の邸宅内に置かれた。

3 御服調進の役割分担は、対外的に家長が勾当内侍(長橋局)を介して御服の依頼を受け、家司が請求書や請取書発給などの経済面を担い、内蔵頭の妻が御服所の責任者として最終的な調整を行った。
4 御服料は以前の月宛て支給から、幕府の御倉よりその都度支給される形に変化した。

5 御服の新調は応仁の乱を境に減じ、幕府の財政難に伴い、潤色(部分的な修繕)が増加する。

1については、『教言卿記』には「御服所御量二帖」とあり、凡その規模がわかる。⁽⁶⁴⁾ また、2は、結婚当初の文明年間には坂本に疎開していたので、イは坂本の織手が、ロハニの工程は京の「キヤウキ(行基所)⁽⁶⁵⁾」や「女工所」⁽⁶⁶⁾が行っている。その後は坂本や東庄に下され、山科家がホの作業を行った。東向も京に定住すると御服所の機能も整い、イ以外の工程はほとんど担うようになった。御服調進において、家妻は協業というより、御服所の責任者として半ば公的な立場を有していた。製作に必要な専門技術も母から娘、嫁しては姑から嫁へと継承される構図である。高倉家出身の東向は既にある程度の縫製技術は身につけていたであろうが、基本は夫の母から学ばずであった。しかし、西向と呼ばれた顕言室は、言国の結婚以前の応仁二(一四六八)年に死去していることが、『山科家礼記』同年の次の記事からわかる。

(二月十六日条)

今夜高倉殿御円寂、御法名妙因、御西向ノ女中御事也、トサウ也、西向女中が顕言室であることは、顕言死去の翌寛正四(一四六三)年正月に、高倉殿と家督を継いだ言国、そしてまだ生存中の実父保宗(北殿)三人が対面していること、二月に西向所持の文書を北殿の文書の箱に入れてのことからもわかる。高倉殿という呼称は住居地に由来するものと思われる。⁽⁶⁷⁾

東向は、御服調進の技術を習うべき姑が他界した状況で山科家に嫁したのである。彼女はどのようにして専門技術を習得したのであろうか。恐らくは重代の家司大沢久守らを中心に、染め、張り、あるいは裁断や裁縫を実際に担っていた当家の官女からではないだろうか。山

科家の官女については、『言国卿記』文明十三年正月二十五日条に「官女小大夫」が、八月二十五日条に「官女少納言」がみえる。少納言については御服調進に関わっていると思われる記事がある。

今日御服ヲ少輔モタセ上了、同衛門二郎上也、少納言上了

(『言国卿記』文明八年四月二十八日条)

後土御門天皇の直衣が織り出され、四月十六日に坂本へ下される。

「此方ニテ」染めと張りの作業がなされ、二十四日に完成する。翌日、「御服御色様ヲ御目ニカケンタメ」に弥六が京へ持参する。「御服御色シサイモノキノ由」と勾当内侍の了解を得たので、すぐに坂本に戻し「此方ニテ」仕立てを行なった。そして二十八日に家司少輔(高階頼久)と官女少納言が御服を納めに上洛するのである。当年は東向が二十歳と若く、又定言を身ごもっていたので、御服調進の最終調整者は少輔と少納言であったのだろう。万一、御服の修正が生じた場合に備えての随行であったと思われる。少輔に関しては裁断もできたので、東向と共同作業を行っている。⁽⁶⁸⁾ 大沢重胤は『山科家礼記』の応仁二年と文明二年の記主であるが、茶染小袖の染料の配合と染色法を詳細に書きとどめている。⁽⁶⁹⁾ おそらく上司大沢久守から伝授されたものである。

このように東向は家僕や官女とともに御服所の管理責任者として御服作製の技能を上げてゆき、結婚十年後には天皇の御服を仕立て上げるまでになっていた。⁽⁷⁰⁾ 文亀二(一五〇二)年には、十八歳の次女茶子も贈答用の薫衣香袋の仕立てを任されていた。裁縫の技術は母から娘へも伝えられていったのである。⁽⁷¹⁾

(二) 東向の経済基盤―文亀二年の場合

東向の収入は①家職の「御服調進」で得る調料と②言国から配当される年貢米そして、③「恩」や「訪い」と称された現金支給から成り立っていた。①②③とも年ごとの受注件数や家領の年貢徴収額により違うので、ここでは日記の最終年である文亀二(一五〇二)年を取り上げる。

【① 調料】

調料は御服新調の場合、総費用から織手の代金を支払った残額であり、それで糸代を含めて仕立て上がるまでの各工程の費用を賄う。当年の例を上げると後柏原天皇の直衣(先皇の仏事用)の総額は十六貫五百文で織手に十三貫文支給したので、三貫五百文が言国方に残る調料である。⁽⁷²⁾ 調料は総額が家司に渡され、振り分けられたと思われる。しかし、潤色(染直し・張直し・仕立て直など)については直接依頼なので、調料は内容により違っていたはずである。潤色は朝廷ばかりでなく、公家の装束についても増加し、「東向沙汰」の潤色の調料は彼女の直接収入となる。次は東向が担った仕事の一覧である。()内は受注日と調料(記載がある場合のみ)である。

正親町実胤の五位袍(1月13日)・田向重治の指貫(1月13日)・花山院政長の直衣(5月1日・三十疋)・正親町実胤の直垂(5月23日)・豊原統秋子の装束(6月28日)・後柏原天皇の御服(7月8日・七十疋)・東坊城和長の指貫(7月9日)・白川雅業の直衣(8月12日)・後柏原天皇の引直衣の新調(8月14日)・三条西実隆の指貫新調(8

月25日)・花山院政長の直衣(9月3日)・白川雅業の裃(9月3日)・正親町実胤の直衣(9月12日)・四辻公音の直衣(9月12日)・田向重治の直衣(10月15日・十疋)・伏見宮邦高親王の直衣(10月17日・二十疋)・知仁親王元服装束の新調(11月3日)・伏見宮貞敦親王の元服の直衣新調(11月13日・三十疋)・後柏原天皇即位装束(11月21日)・白川雅業の袍四位(12月7日)・西園寺公藤の袍(12月16日・四十疋)

以上、東向は相当数の装束の潤色及び新調を手掛けている。()内の調料を合計すると二貫文である。これは前金で渡された分である。調料は十疋〜七十疋の幅であるが、平均三十疋として見積もると、残る潤色だけでも四貫七百分、当年の天皇・親王の御服調進の調料を除外しても、七貫文に近い。これは公家の妻としてはかなりの収入である。正親町実胤(1月13日)の「事外悦喜也」や伏見宮親王(11月13日)の「近比見事由被仰之」の高評価は東向の実力と仕事ぶりを物語っている。御服所を統括する内蔵頭の妻として面目躍如と言えよう。

【② 年貢米の配分】

『言国卿記』文明十年十一月十日条には「鳥羽年クヲサムル由申、目出々々、長門守談合如此シハイスル也」とある。「鳥羽年貢」とは西九条にある六段半の散在田であるが、毎年三石余の米が安定的に納められた。言国は家司大沢久守と相談して家人に配当する量を決めている。家僕以外の配当先に「五斗女中上」と「五斗さい方」がある。「さい方」は東向である。「女中上」とは、久守が記す文明十二年の鳥羽米の配当先「下殿五斗」と言国の記す文明十三年の鳥羽米の配当先「御ハ、下殿」が重なることから、「女中上」||「下殿」||「御

ハ、下殿」＝言国の義理の祖母であろう。⁽⁷³⁾ 彼女は延徳三二(一四九二)年にも「本所大御所」として配当を受けるが、二年後の明応二年の配当先は「東向」だけである。その間に死去したと思われる。

このように東向は鳥羽米を毎年収入として得ていた。文亀二年の鳥羽米の配当記事はないが、同年閏十月十日に二石二斗が貢納されている。東向は十一月十日の夕餉に「鳥羽米フルマイ」と称し田楽を家族に振舞っている。例年通り五斗支給されたようである。この年は恵命院から二石の米を借りる一方で、東庄から上った米八駄も金融業者喜多川の返弁に廻している。⁽⁷⁴⁾ 東向への米の配当も鳥羽米だけであった。

菅原正子氏は「山科家年貢等收納并散用帳」を用いて、文明十四年の山科家の収支を分析している。⁽⁷⁵⁾ 史料には女性衆への米の配分量が記されている。内訳は東向三石六斗、御乳人三石六斗、官女小大夫と少納言は二石一斗六升である。米の出所はわからないが、当該期は資産として米を蓄えることができる量が平等に配分されていた。二十年後の山科家の経済は明らかに逼迫、家人への配分は鳥羽年貢米に限定されていた。

③ 現金支給

文亀二年の当家の現金収入は、西国の家領(下掛保庄・都多村・居都庄・水田郷)の年貢銭と阿波国一宮領年貢銭、山科東庄・西庄の地子銭、内蔵寮率分関の月宛銭、洛中洛外の竹公事銭などであったが、地方荘園に関しては年貢を抵当に前借りをしており、年末に利子ごと差し引かれた残額が実質的な収入であった。山科東庄の地子銭や種々の公事銭もほとんどが高利貸の返済に廻された。弟周快は言国への貸金を回

収するために、自ら阿波国一宮に赴いている。⁽⁷⁷⁾ 当該期の山科家の経済は高利貸、あるいは身内からの借金、借米でどうにか成り立っていた。そんな状況下、年末に上った播磨国掛保庄の年貢十五貫文より、東向には五貫文、官女大夫に五百文、下女阿茶々に一貫文が支払われる。東向の前年の現金支給は山科西庄西山が納めた地子銭五百文から出した二百文だけなので、⁽⁷⁸⁾ 当年の支給額はその未進分も含まれていよう。

『言国卿記』にみえる東向への現金支給は明応期より年一、二貫文であるが、財源確保が一番の難題で、徐々に不安定になっていった。それを補うものが①の諸家から依頼される潤色の調料であった。

おわりに

以上、山科言国の妻の結婚生活を概観してきた。日記という古記録には、記主が恣意的に選んだ記事が羅列されている。その膨大な情報の中から、記主の妻に視点を定めて編集する作業は、今まで見過ごしてきた一行、触れられることのなかった一行に立ち止まることであった。そのおかげで、東向の新たな一面も発見できた。結果として、取り立てて新しい知見を導き出すことはできなかったが、彼女の輪郭は描けたのではないかと思っている。そして、東向の存在形態は、家職に違いはあれ、室町戦国期に身を置いた公家の「家妻」の平均像として提示できるのではないかと考える。

ところで、東向固有の名は最後までわからなかった。彼女の娘の名「阿子」「茶子」を含め、当該期の女性に共通する「阿茶」「阿茶々」

「阿茶子」「阿五」「茶阿」「茶々」などの喃語に由来すると思われる童名は、結婚適齢期を意味する「裳着」を迎えても、改められることなく、婚姻後に得る東西南北を冠する「向名」が公称であった。言国が日常、妻をどのように呼んでいたかは声のない日記からはわからない。孫の言継は自分の妻を「阿子」と記しているので、童名ですら個性がなく、重複使用されていたことがわかる。元服を機に童名を捨て実名を名乗る男性に比べて、例えば公家の妻であっても、生涯「向名」で呼ばれ、社会的に正式な名乗りは認められなかった。内蔵頭言国にとって家職上不可欠な存在の東向も同様であった。禁裏女房、幕府女房といった公的な立場の女性の名(高倉継子・四辻春子・東坊城松子など)も、父系出自を示す標識であった。⁽⁷⁹⁾これは永代相続権が女性にもあった中世前期の排行名、氏女名を経て、一期分相続さえ衰退していく時代趨勢とジェンダー的に対応する現象といえるだろう。

さて、文亀三年の言国の死後、東向はどうなったのであろうか。嫡男言綱の日記は残っていないが、定言と夫の菩提を弔う日々の中、言綱と共に家職の御服調進を担い続けたはずである。

十七歳で父を亡くした言綱は、四年後の永正四(一五〇七)年に女孀との間に言継を設ける。⁽⁸⁰⁾下級官女の実母は内蔵頭の妻としては身分的に叶わなかったのか、その後言綱は中御門宣胤の娘を正式な妻に迎えている。いつ実母が去り、継母が来たのか不詳であるが、永正十四年に言綱が正妻と共に、九歳になった言継を伴い中御門家を訪れたことが確認できる。⁽⁸¹⁾東向はそのいきさつのすべてを胸に畳んでいたはずである。その言綱も享祿三(一五三〇)年に四十五歳の生涯を閉じる。⁽⁸²⁾言

継は後年に実母の死を知らされる。⁽⁸³⁾

刊本『言継卿記』第一巻の「拾遺」には、何年分かの日記の扉裏が収録されており、その年の家族の年令を知ることができる。言綱が死去する前年の享祿二年分には、「祖母御年七十四」「老父御年四十四」「老母御年四十四」「伯母御年四十六」「予二十三」とある。この中の「祖母御年七十四」こそ東向その人である。東向は前年と前々年分には「大方様」と記され、山科家の最長老として敬意を払われていることがわかる。⁽⁸⁴⁾老父は言綱、老母は中御門宣胤の娘である。父より二歳上の「伯母」は茶子で「田舎」へ嫁いだようである。もう一人の伯母である白山平泉寺長吏に嫁いだ阿子は記載がないので、既に死去していた可能性が高い。

続く天文五(一五三六)年の扉裏には、もはや「祖母」の記載はなく、「老母五十」「予三十」「阿子十七」とだけある。「阿子」は前述の言継の妻(葉室頼継女)である。

三年後の天文八年の扉裏には六歳の長男が記されているので、言継の結婚は父の死後まもない天文二年頃かと思われる。東向は享祿三年から天文四年の五年内に没したと考えられる。

東向は高倉永継の娘として、十六歳で危機的状況の山科家に嫁した。その後の六十年に及ぶ年月の中で、最初の女兒の死、長男定言の死、夫言国の死、長女阿子の結婚と死、次女茶子の結婚、次男言綱の結婚とおそらくはその死も、孫言継の元服も見届けてきた。ひよっとすると孫の結婚と曾孫の誕生を、その目に納めたかもしれない。何より言国、言綱、言継という三代にわたる内蔵頭と共に御服調進に携わりな

がら、次世代の「家妻」に装束の技術を伝授してきた。⁽⁸⁵⁾ そう考えると、山科言国の妻東向は、自分に与えられた役割を十全に果たした女性であり、五百年の時を経て、その生涯に少なからぬ感銘を覚える。

注

- (1) 教成は後白河上皇の近臣平業房と高階栄子の中に生まれた子であるが、勅命を受け、冷泉家の猶子となる。山科家の成立は、晩年の上皇の寵愛を受けた母栄子(丹後局)が上皇より預かった院領の一部を相続したことに始まる。根本所領は山城国山科東庄・美濃国尼寺庄・信濃国住吉庄・播磨国下揖保庄・備前国居都庄・備中国水田郷・同磐郷であった。名字地の山科を名乗るようになるのは、南北朝期教行の頃からで、それまでは冷泉姓を称していた。(今谷明『戦国時代の貴族―『言継卿記』が描く京都』、講談社、二〇〇二年)。なお、山科家は教成の孫の代になり、両流に分かれて所領争いを繰り返して、教行の子教言の代に一流に復した(白井信義「治世の交代と廷臣所領の転変―山科家の係争」『日本歴史』二五三号、一九六九年)。
- (2) 『教言卿記』と『教興卿記』全三巻、『山科家礼記』全五巻、『言国卿記』全八巻、『言継卿記』全八巻(以上の刊本はすべて史料纂集、続群書類従完成会)、『言経卿記』全十四巻(大日本古記録、岩波書店)。
- (3) 山科家と山科郷の主たる参考文献を挙げる。
田端泰子『中世村落の構造と領主制』(法制大学出版局、一九八六年)所収論文。
菅原正子①『中世公家の経済と文化』(吉川弘文館、一九九八年)所収論文。②『中世の武家と公家の「家」』(吉川弘文館、二〇〇七年)所収論文。
志賀節子『中世荘園制社会の地域構造』(校倉書房、二〇一七年)所収論文。
拙稿「山科家の記録にみる中世後期の贈答に関する研究」(二〇二〇年度京都橘大学博士論文)。細川涼一「山科東庄の大宅寺について―山

科東庄における山科家と勸修寺―(『佛教史学研究』64巻1号、二〇二三年)。なおその他の山科家・山科郷の各先行研究は、行論に添って適宜紹介する。

- (4) 『教言卿記』『山科家礼記』も同様である。『言国卿記』は並行して書かれた『山科家礼記』の文体の影響を受けていると考える。
- (5) 菅原論文①(注(3)前掲書)。後藤みち子『中世公家の家と女性』(吉川弘文館、二〇〇二年)。
- (6) 『実隆公記』(『史料纂集』、続群書類従完成会)文亀三年二月二十七日条。「今夜言国卿遂以卒去云々、五十二歳、不便々々」とある。
- (7) 足利義政の寛正四年四月三日付の御判御内書の案文が、『山科家礼記』同年同日条に記されている。言国は翌四日に室町殿に参賀、義政と対面を果たしている。その折に太刀と千疋の折紙を進上、伝奏日野勝光にも同様の礼を献じている。
- (8) 『山科家礼記』寛正四年八月二十六日条。
- (9) 『山科家礼記』寛正四年八月二十二日条。保宗遺領生前安堵の奏状は言国の名で出された。その目的は今後の遺領の分散を憂慮して、「実子出生候者」、言国一流の相続に帰することであった。
- (10) 『山科家礼記』八月二十三日条。勅宣の下された翌二十三日には、御所へ参内し、申次の広橋綱光へ太刀と三百疋を贈り、家領安堵の礼を述べている。
- (11) 『山科家礼記』同年十月九日条。拙稿「山科家の栗贈答―中世後期の贈与に関する一考察」(京都橘大学『女性歴史文化研究所紀要』第十八号、二〇一〇年、注(3)拙稿に所収)。
- (12) 高橋康夫『日本中世都市史研究』(思文閣出版、一九八三年)。
- (13) 『言国卿記』文明六年同日条。言国は五月八日に僧五人を呼び東庄で東林院の十三年忌を修している(『今日東林院拾三廻ノ佛事カタノコトク在之』)。
- (14) 『山科家礼記』寛正四年八月二十六日条。
- (15) 『山科家礼記』では、寛正四年正月五日条には「本所御出、高倉殿・北殿先しき三こん後御めし、後二こん、いちのちの三こん、予御しやく

- に立候、御本所の後、御しやくくなり、皆々めし出候也」とある。続く二月六日条には「御西向御文書、本所の御文書かわこへ入候」とあり、西向顕言室により、故顕言所持の文書が言国へ譲渡されている。
- (16) 『山科家礼記』寛正四年八月二十六日条に「過夜八時、北殿御円寂、御歳五十三、法名善本」とあり、その後は妻が北殿と呼ばれる。
- (17) 『山科家礼記』寛正四年八月二十二日条。死期が近いと覚悟した保宗（北殿）は、言国に家領の生前相続を願い出る。その折の譲状案文の端書に「次阿茶子二千五百疋譲置候」とあり、言国の姉妹の相続する現金が記されている。
- (18) 『言国卿記』文明十三年十二月二十日条に「下殿鳥羽物ニテトテ、予ニ一盞ヲス、メラレ畢」とあり、下殿が言国の祖母（御ババ）として生存中だと確認できる。
- (19) 『言国卿記』文明十年六月十九日条。
- (20) 『言国卿記』明応三年正月二十九日条には「東向里」に「高倉女中」の割注がある。
- (21) 池田美千子「衣紋にみる高倉家―大炊御門家から高倉家へ」（『史学雑誌』11号、二〇〇二年）。
- (22) 『親長卿記』（増補史料大成、臨川書店）、『言国卿記』ともに文明十三年二月十一日条。なお『山科家礼記』同年二月十七日条には「甘露寺御方ノハ如此也」と、「嫁迎え」の作法が詳細に記されている。
- (23) 『尊卑分脈』第二編甘露寺。
- (24) 『山科家礼記』明応元年十一月三十日条。
- (25) 『尊卑分脈』第二編本願寺。
- (26) 『言国卿記』明応三年九月二十七日条。
- (27) 松園斉『中世裏女房の研究』（思文閣出版、二〇一八年）。
- (28) 『山科家礼記』文明二年十月晦日条。
- (29) 下坂守「坂本「寺家御坊」と山科家」（木村至編『近江の歴史と文化』思文閣出版、一九九五年）。後に『中世寺院社会の研究』（思文閣出版、二〇〇一年）に所収。
- 大塚活美「室町時代中期の坂本の暮し点描―山科家の日記から」（『朱

- 雀』第十四集、二〇〇三年）。
- (30) 『山科家礼記』文明四年五月二十三日条。
- (31) 『実隆公記』永正二年十一月十九日条には「今日吉日間甘露寺中納言息女事申定」とあり、嫡男公条の妻に甘露寺元長の娘を決め、五年後に結婚している。『元長卿記』永正七年二月十三日条にも「年来内々契約」と五年前の婚約に触れている。
- (32) 『言国卿記』文明八年七月二十三日条。
- (33) 『言国卿記』文明八年分は十二月二十日以後欠損している。翌年年正月には高倉家から祝いの品が届けられているので、定言の誕生日は二十一日以降の年末と思われる。
- (34) 『山科家礼記』文明九年四月四日条。
- (35) 『山科家礼記』寛正四年十二月三十一日条には、「ひめ御れう人本所へ御出候、今日より御所御入り候」とあり、阿茶子は十二月七日に妙樹院（保宗の百日を終えた後に言国邸に引き取られている。また『同』応仁二年七月十日条には「北殿へ本所いきミたまとして代二十疋まいる也」とあるので、同居していたと思われる、その後美濃国へ疎開したと思われる。『山科家礼記』文明二年十一月九日条では、美濃より上洛した吉田新五郎が北殿御料人一行の落ち着き先を報告しているが、阿茶子に関しては「北殿御料人御ありつき在所美濃国土岐と申、名字事者ゆみし殿と申人也」とある。嫁ぎ先は守護土岐氏の被官人の可能性が高い。また『山科家礼記』文明三年十二月七日条には「濃州より御れう人御ちの人さい・同母おち・式部方・二郎大郎上洛候也」とある。「御ちの人さい」は大沢久守の妻（さい）の表記であろう。
- (36) 『言国卿記』文明十年四月六日条。
- (37) 『山科家礼記』文明九年三月五日条。
- (38) 『山科家礼記』文明九年正月八日、閏正月二十三日条。
- (39) 『山科家礼記』文明九年十一月十三日条。
- (40) 『言国卿記』文明十年四月十四日条。猿菊丸は最初は教康とされたが、普広院（足利義教）の例もあるとの提言を受け定言と改めた。
- (41) 『言国卿記』文明十年十一月十九日条。

- (42) 菅原正子注(3)前掲書②の第四部第三章「七五三の源流」と第四章「男子の成長と儀礼」。
- (43) 『山科家礼記』長享二年十一月十日条、十二月十七日条。
- (44) 『山科家礼記』延徳元年六月二十三日条。
- (45) 宮内庁書陵部所蔵「明治九年取調系譜正三位山科言繩」(以下「山科家系譜」)。
- (46) 『言国卿記』明応三年五月八日条。
- (47) 『言国卿記』同年四月二十七日条。売却代金は年貢の五年分である。
- (48) 『言国卿記』同年七月二十八日条。
- (49) 『宣胤卿記』文龜二年四月六日条には「去夜神楽岡茅屋、盗人数十人乱入、衣服雑物等取之、宰相盗人一人打留也、死而有山中云々、言語道断次第也」と神楽岡の自宅に盗人数名が乱入、息子が討ち取った一人が吉田山中に放置されていることを知らされる。宣胤は「當事困窮之上、猶如此儀出来」と憂い、裏山の木を伐採して堀を作らせている。そして「不運次第」は「不限一人事」として、「去年正月九日」と「明応三年六月三日」の過去二度の強盗乱入を記している。山科家を襲った災難が日常茶飯事だったことがわかる。
- (50) 瀬田勝哉「一青年貴族の異常死―父山科言国の日記から」(『洛中洛外の群像―失われた中世京都へ』平凡社、一九九四年)。
- (51) 『言国卿記』明応七年二月五日条。
- (52) 『言国卿記』明応七年四月八日条には「大宅将監周快卜同年之由申間、此方へ可被来由申し、彼歳チカヘヲ東向へ被申付被来、夕飯ヲモ申付了」とある。将監は文明十年に九歳で元服をしていることが『山科家礼記』十二月二日条で確認できる。
- (53) 文明四年三月、大沢重致は、突然遁世、出家をして比叡山に籠る事件を起こす。諸人に説得されて山を下りたのは七月であった。その間、言国は重致の不在を嘆き、次の歌を詠んで山上の二位坊に遣わしている(二位坊は出家した山科家傍流の持俊と思われる)。
- 今朝二位坊へ状遣便二、兵衛事申、如此詠遣畢、
友とのみなるへき物に立別いなはの山といふもかひなし

- 又予心中ヲ如此、
ねかひても心このにはあらはこそ世を秋かせと身をまかせなん
(『言国卿記』明応四年五月二十五日条)
- 大沢重致は『言国卿記』が欠落する明応五年〜六年の間に、遁世あるいは死去したものである。明応七年十一月一日に大沢久守が死去した二週間後に、山科東庄の直務宣言をした背景には、股肱の臣重致の不在が大きく影響していると考ええる。
- (54) 『言国卿記』明応七年四月四日条(永康の使いで駒鳥を持つてくる)、十日条(永康を連れて山科家を訪れ、送つて又戻る)。高倉永康は周快より三歳年少である。
- (55) 『言国卿記』明応十年正月二十七日条。この日言国邸を訪れた宗圓の割注に「御フクロノ息、周快ノアニ」とある。
- (56) 『言国卿記』明応十年二月十六日条。
- (57) 『言国卿記』文龜二年五月二十一日条。阿波国一宮に下向する周快の饞別の宴に兄宗圓と藤内侍局(高倉継子)も同席している。
- (58) 『言国卿記』文龜二年二月十九日条には「宗圓両度来臨、御フクロニ用在テ也」とある。
- (59) 『言国卿記』文龜元年七月十九日、二十七日条。
- (60) 『山科家系譜』によると、言網は明応九年十二月二十六日に十五歳で内蔵頭に任じられている。
- (61) 『山科家古文書』永徳三年十二月十三日付の足利義満御内書には「内蔵寮御服奉行事、代々大礼以下致忠之間、子々孫々不可有改動御沙汰者也」とある。(今谷明注(1)前掲書と菅原正子注(3)前掲書①)
- (62) 『教言卿記』応永十五年三月十五日条には「倉部・教豊同道相公禪門許罷向、直衣袴(故)実并出衣事等令談合、即著直衣以下最秘説訓也、難有々々、相構不可口外云々」とある。
- (63) 菅原正子「公家の家業と天皇家―山科家の装束調進―」、注(3)前掲書①第三章第一章。後藤みち子「山科家の家業と家長・「家」妻の役割」、注(5)前掲書第一部第四章。
- (64) 『教言卿記』応永十五年七月二十二日条。

- (65) 「ヤカテ、キヤウキ所へ遣了、ハルヘキタメ也」(『言国卿記』 文明七年正月十三日条)。
- (66) 「今日親王御方御直衣ヲリ出也、やかて女ク所へ遣了」(『同』 文明十三年四月二十日条)。
- (67) 『山科家礼記』 寛正四年正月五日条、二月六日条。注(15)参照。
- (68) 『言国卿記』 文龜元年九月二十一日条に「御服御直衣東向・少輔タチマイラセラレ、御エリ祝ニ酒在之」とある。
- (69) 『山科家礼記』 文明二年八月二十八日条。
- (70) 『言国卿記』 文明十三年四月五日条。「御潤色ノ御引直衣シタテラレ畢、サイ方女中也」。
- (71) 『言国卿記』 文龜二年六月八日条。
- (72) 『言国卿記』 文龜二年九月二十一日条。
- (73) 『山科家礼記』 文明十二年十月二十二日条。『言国卿記』 文明十三年十一月二十六日条。
- (74) 『言国卿記』 文龜二年四月二十七日条、五月六日条、十一月四日、六日条。
- (75) 『田中穰氏旧藏典籍古文書』 九二。
- (76) 「山科家の「家」と経済」、注(3)菅原前掲書②第三部第一章。
- (77) 『言国卿記』 文龜二年五月二十二日条、七月十三日条。周快は一宮より年貢二千疋を徴収して戻るが、借金を差引くと、言国の手元には三貫文しか残らなかった。言国は前年も備中水田郷の年貢を抵当に周快に借金をしており、周快は自ら取次のレンキ軒に掛け合っている。
- (78) 『言国卿記』 文龜元年七月十四日条。
- (79) 飯沼賢司「女性名から見た中世女性の社会的地位」(『歴史評論』443、一九八七年)。野村育代『ジェンダーの中世社会史』(同成社、二〇一七年)。
- (80) 『山科家系譜』。
- (81) 『宣胤卿記』 永正十四年十一月二十五日条。
- (82) 『二水記』 享祿三年九月十日条、『実隆公記』 同年同日条。
- (83) 『言継卿記』 永祿八年七月四日条に「晩頭薄来、北尾後家言傳、予實

母者永祿元五十九死去云々」とある。

- (84) 『言継卿記』 大永八(一五二八)年正月一日条には「祖母かんをふるまひ候、如例年目出度々々々」とあり、孫の言継に寿がれている。

- (85) 『言国卿記』 天文四年二月十日条には、「諒闇御服之惣用残三百疋、御冠之代百疋被出候、是迄二千百疋被出候、御調料に三百疋老母方へ渡候」とあり、言綱の妻(老母)も東向より御服所を受け継ぎ、統括してきたこと、やがて言継の妻も受け継ぐであろうことがわかる。